2017年9月22日発行

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

宮城労働局メールマガジン

■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

宮城県最低賃金が改正されます

　平成２９年１０月１日から　宮城県最低賃金は時間額７７２円に改正されます。

●詳細
http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0011.html

【お問合せ先】賃金室（022-299-8841）

★バックナンバー
http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/142/0000.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更
https://mdh.fm/e?kN2O2Y9Nkl

・当メールマガジンは毎月１回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
・文字は、１行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつＭＳゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
・携帯メールには対応しておりません。
・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）
　〒983－8585　宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１

仙台第四合同庁舎
電話　022－299－8834
宮城労働局ホームページ
http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/